

生活保護のしおり

生活保護とは

高齢や病気などで仕事ができなくなったり、働き手を失ったりして生活に困ったときに、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるよう支援することを目的としています。

〈日本国憲法第25条〉

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

〈生活保護法第1条〉

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があります。

- 生活扶助……衣食や光熱水費、その他日常生活に必要な費用です。
- 教育扶助……小・中学生の給食費や学用品の費用です。
- 住宅扶助……家賃や地代、住宅補修などの費用です。
- 医療扶助……病気やけがの治療に必要な費用です。
- 介護扶助……介護保険サービスなどの利用に必要な費用です。
- 出産扶助……出産に必要な費用です。
- 生業扶助……技能を身につけたり、仕事に就くための費用です。
- 葬祭扶助……葬儀などに必要な費用です。

いちじふじよ しきゆう 一時扶助の支給について

りんじてき じゆよう おう いちじふじよ しきゆう
臨時的な需要に応じるために、一時扶助を支給します。

おも いちじふじよ ・主な一時扶助

つういんこうつうひ かみ しゃくや けいやくこうしんひよう じゆうたく
通院交通費、紙おむつ代、借家の契約更新費用(火災保険料など)、住宅

いじひ にゆうがくじゆんびきん つうがくこうつうひ がくしゆうしえんひ
維持費、入学準備金、通学交通費、学習支援費 など

せいかつ ほ ご へんこうしんせい ひつよう
・それぞれ、生活保護変更申請が必要です。

しきゆうようけん じようげんがく ちくたんとういん そうだん
・支給要件や上限額がありますので、まえもって地区担当員に相談してください。

けつてい ぎもん ちやくせつふくしじむしょ せつめい もと
・決定に疑問があるときは、直接福祉事務所に説明を求めてください。

ほ ごじゆきゆうちゆう ふようぎむしや えんじよ ゆうせん
・なお、保護受給中であっても、扶養義務者からの援助が優先されます。

せいかつ ほ ご 生活保護のしくみ

1 せたいたんい 世帯単位

げんそく せたい かぞく たんい
原則として、世帯(くらしをともにしている家族など)を単位としています。

2 さいていせいかつひ 最低生活費

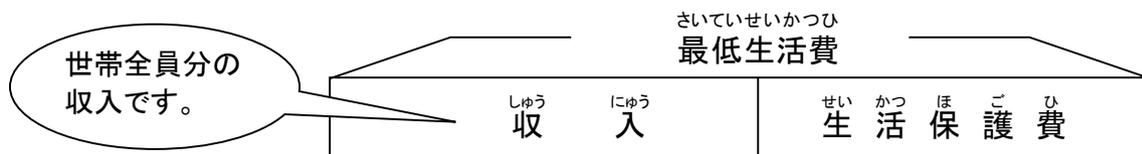
くに さだ きじゆん げつぶん せいかつひ
・国が定めた基準で、1か月分の生活費のことです。

せたい にんずう ねんれい にゆういん しせつにゆうしよ じようきよう
・世帯の人数や年齢、入院や施設入所などの状況により異なります。

とうきかさん しょうがいしゃかさん ぼしかさん じき じじよう
・冬季加算や障害者加算、母子加算などの時期や事情によります。

3 せいかつ ほ ご ひ 生活保護費

さいていせいかつひ しゆうにゆう さ ひ ぶん せいかつ ほ ご ひ しきゆう
・最低生活費から収入を差し引いた分の生活保護費を支給します。



げんそく まいつき か かげつぶん きんせん しきゆう
・原則として毎月3日に、1か月分を金銭で支給しています。

せいかつ ほ ご ひ ぜんげつ ちが ないよう ほ ご けつてい へんこう つうちしよ
・生活保護費が前月と違う内容になるときは、保護決定(変更)通知書によりお知らせします。

いりようひ かいごひ やちん ふくしじむしょ ちやくせつ いりようきかん かいごきかん
・医療費や介護費、家賃について福祉事務所が、直接、医療機関や介護機関、

かぬし しはら ばあい
貸し主などに支払う場合があります。

4 収入

- はたら え しゅうにゆう こうこうせい しゅうにゆう ふく
・働いて得た収入(高校生のアルバイト収入などを含む)
- ねんきん おんきゆう じどうてあて しゃかいほしやうきゆうふきん
・年金、恩給、児童手当など社会保障給付金
- おやこ きやうだい しまい ちじん えんじよ こめ やさい げんぶつえんじよ
・親子・兄弟・姉妹や知人からの援助、米・野菜などの現物援助
- とち かおく じどうしゃ かざい ばいきやく しゅうにゆう
・土地や家屋、自動車、家財などの売却による収入
- せいめいほけん かいやくへんれいきん にゆういんきゆうふきん
・生命保険などの解約返戻金、入院給付金
- こくみんけんこうほけんぜい こうきこうれいしやいりやうほけんりやう しょとくぜい かんぶきん
・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、所得税などの還付金
- ほしやうきん いしやりやう みまいきん ほうしやうひ
・補償金、慰謝料、見舞金、ボランティアによる報償費

など

はたら え しゅうにゆう 働いて得た収入について

はたら え しゅうにゆう かどうしゅうにゆう いちぶ こうじよ
働いて得た収入(稼働収入)は、一部が控除されます。

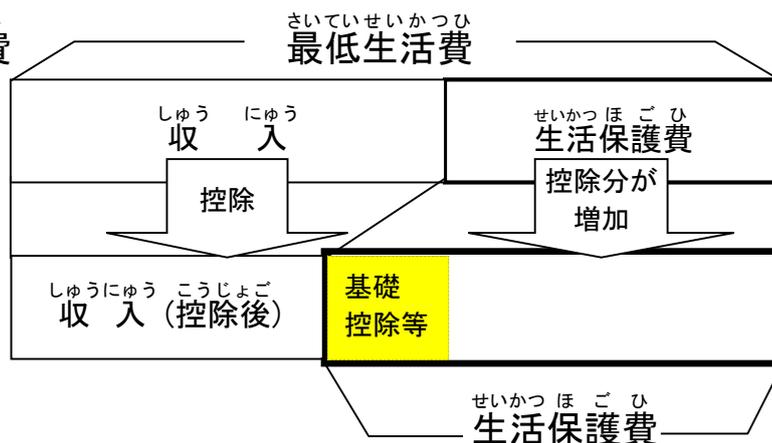
1 控除

- しゅうろう ともな ひつやうけいひ しゃかいほけんりやう しょとくぜい つうきんひ こうじよ
・就労に伴う必要経費(社会保険料、所得税、通勤費など)が控除されます。
- かどうしゅうにゆうがく おう こうじよ きそこうじよ がく おお せいかつほごひ か
・稼働収入額に応じた控除(基礎控除)額が多くなると、生活保護費も変わります。

2 控除後の生活保護費

こうじよ しゅうにゆう
<控除がない収入>

かどうしゅうにゆう
<稼働収入>



3 就労自立給付金

- あんてい しょくぎやう つ せいかつほごひつやう せたい
・安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった世帯には、
- しゅうろうじりつきゆうふきん しきゆう せいかつほごじゆきゆうちゆう しゅうにゆうにんていがく はんい
就労自立給付金が支給されます(生活保護受給中の収入認定額の範囲内)。
- たんしんせたいさいこう まんえん ふくすうにんせたいさいこう まんえん
・単身世帯最高10万円、複数人世帯最高15万円

守らなければならないこと

1 届出の義務(法第61条)

(1) 収入申告書の提出

- ・何らかの収入を得たときは、忘れずに提出してください。
 - ・求職活動中の方がいる世帯は、毎月提出してください。
 - ・収入がない世帯は、3か月ごとに提出してください。
 - ・世帯全員分の収入を1枚の申告書にまとめて記載してください。
- ※ 申告した収入に対しては、必要経費などを控除します。
- ※ 課税資料をもとに、収入申告が適正か随時調査します。

(2) 世帯状況変動届の提出

- ・転居や世帯員が転出、転入したとき
 - ・結婚や離婚したとき
 - ・妊娠や出生、世帯員が死亡したとき
 - ・入学や退学、卒業したとき
 - ・就職や離職したとき
- ※ 上記のほか、世帯状況に変動があった際には、届け出してください。

(3) その他

- ・年金、恩給、児童扶養手当などの受給手続きをしたとき
 - ・健康保険(被用者保険)に加入したときや資格を喪失したとき
 - ・家賃や地代がかわったとき
 - ・交通事故にあったとき
 - ・しばらく家を留守にするとき
- ※ 上記のほか、生活状況に変動があった際には、届け出してください。

2 資産の活用(法第4条)

(1) 最低限度の生活維持

- ・居住用以外の不動産や処分価値の高い動産などを所有している方は、売却や賃貸による収入を得て、最低限度の生活維持に活用してください。
- ・居住用であっても、価値が著しく高い不動産は、間貸しによる活用や売却に

より資産活用をしてください。

- ・原則として、自動車は保有できず、他人名義のものであっても、生活用品として使用することはできません(特段の事情があるときは、保有を認める場合もありますので、地区担当員に相談してください)。

(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金(リバースモーゲージ)

- ・居住用不動産を担保に、秋田県社会福祉協議会から生活費の貸付を受けることができます。
- ・居住用不動産の評価額が概ね500万円以上で、所有者とその配偶者が65歳以上の世帯などは、同制度を利用してください。

3 稼働能力の活用(法第4条)

- ・生活保護制度は、自立の支援を目的としています。
- ・働ける人は、早期に就労するよう努めなければなりません。
- ・ハローワーク窓口で職業相談し、積極的な求人応募を心掛け、最大限の能力活用を図ってください。
- ・福祉事務所にはハローワーク職員や就労支援員もいますので、積極的に活用してください。
- ・自ら積極的に就労活動に取り組んでいる方には、活動内容によって就労活動促進費や交通費が支給されます。支給要件などについては、地区担当員に相談してください。
- ・毎月、求職活動状況申告書と収入申告書を提出してください。
- ・就職が決まったときは、すみやかに連絡してください。

4 報告、調査および検診(法第28条)

- ・資産や収入の状況などを調査するために、報告を求めたり、居住地に立ち入ることがあります。

- 健康状態などを調査するために、指定する医療機関で検診を受けるよう命じることがあります。

5 生活上の義務(法第60条)

- 能力に応じて働き、自ら、健康の保持および増進に努めなければなりません。

指導又は指示をする場合

必要に応じて指導又は指示を行います(法第27条)。

- 収入の申告など届出の義務を怠っているとき
- 就労や求職活動について、最大限の能力活用を図ることを怠っているとき
- 資産の活用や年金受給手続、援助の受取などを怠っているとき など

生活保護費を返さなければならない場合

1 生活保護費の返納

月の初めに生活保護費を支給するため、返納してもらう場合があります。

- 収入が増加したとき
- 世帯の人数がかわったとき
- 入院や施設入所で最低生活費がかわったとき など

2 生活保護費の費用返還(法第63条)

資力があるにもかかわらず、生活保護を受けたときは、その費用を返還してもら

います。

- 資産の売却に時間がかかったとき
- 年金を過去にさかのぼって受け取ったとき
- 交通事故にあい、後に賠償金を受け取ったとき など

かいごほけん

りょう

介護保険サービスなどを利用したいときは

ホームヘルパーやデイサービス等の介護保険サービスなどを受けるには、
要介護認定を受けることが必要です。まえもって地区担当員に相談してください。

ちりょう う

治療を受けたいときは

1 治療にあたって

- ・最低限度の生活維持に必要な治療を受けてください。
- ・原則として、同じ病気やけがを複数の医療機関で受診することはできません。
- ・同じ効果のある薬を必要以上に受け取ることはできません。
- ・治療の必要がないにもかかわらず、何度も受診することはできません。
- ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)を積極的に利用してください。
- ・医療機関に通院する際の交通費が支給されます。申請方法などについては、
地区担当員に相談してください。

2 医療機関にかかる手続き



(1) 傷病届の提出

医療機関を受診する前に、次の場所で傷病届を記入し提出してください。

※ 提出先: 保護第一課、保護第二課、西部・北部・南部・河辺・雄和の市民

サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内連絡所、大正寺
連絡所

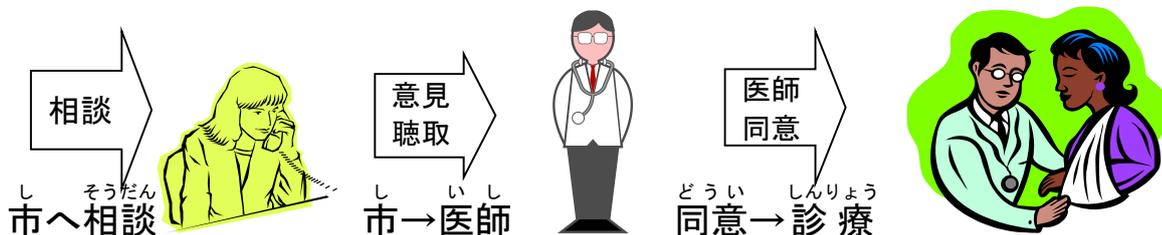
(2) 診療依頼書(医療機関に提出)

- ・市の各窓口で発行された診療依頼書を医療機関に提出してください。
- ・緊急の場合や夜間、休祭日などには、医療のしおりを提示してください。
- ・入院や退院したとき、治療を中止又は終了したときは、地区担当員に報告してください。

(3) 医療のしおり

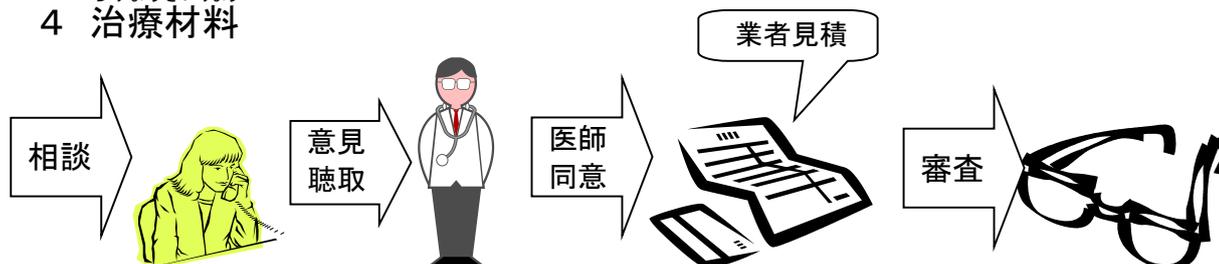
- ・継続的に受診している方は、月に一度医療機関に提示してください。
- ・健康保険(被用者保険)加入者は、保険証もあわせて提示してください。
- ・市役所窓口や銀行窓口などで、身分証明書の代わりに提示を求められることがあります。
- ・市の窓口で提示すると、住民票などの手数料が無料になります。

3 整骨院にかかる手続、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受ける手続



- ・医師の同意が必要なため、地区担当員に事前に相談してください。
- ・ただし、打撲やねんざの手当、脱臼や骨折の応急手当には、医師の同意は不要です。
- ・応急手当後は、すみやかに地区担当員に連絡してください。

4 治療材料



- ・治療にコルセットやめがねなどが必要なときは、地区担当員に相談し

てください。

ちくたんとういん 地区担当員などについて

1 地区担当員

居住地を訪問し、家庭の状況を確認するとともに相談にも応じます。また、必要に応じて助言をし、場合によっては、指導又は指示を行います。困ったことやわからないことがありましたら、遠慮なく相談してください。

2 民生委員など

民生委員や児童委員は、地域の身近な相談員です。生活保護に関すること以外にも社会福祉全般にわたり相談に応じますので、気軽に相談してください。

ふせいじゆきゆう ばあい 不正受給をした場合

1 費用徴収(法第78条)

- ・収入の申告など届出を怠ったり、うその届出をするなど不正な方法で生活保護を受けたときは、その費用を徴収します。
- ・基礎控除は認められず、さらに加算金をつけて徴収する場合があります。

2 罰則(法第85条)

- ・法第85条に定める罰則(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)又は刑法の規定により罰せられます。
- ・告訴など司法処分による厳正な対応をとります。

守られています

- ・正当な理由なく、生活保護を不利益に変更されることはありません(法第56条)。
- ・生活保護費又はこれを受ける権利は、差し押さえられません(法第58条)。
- ・生活保護の決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます(法第64条)。
- ・知事の裁決にも不服がある場合は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます(法第66条)。
- ・生活保護は生活保護法に定めている要件に合致している限り、権利として保障されているものです。
- ・生活保護を受けることになった原因や現在の状況などによって差別や不平等な取り扱いを受けることは一切ありません。
- ・大学進学などで各種奨学金などの貸し付けを利用したい場合は、地区担当員に相談してください。

生活保護を停止・廃止する場合

- ・世帯収入が最低生活費を上回ったとき
- ・親族による引き取りや死亡したとき
- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用を開始したとき
- ・正当な理由がないにもかかわらず、指導又は指示に従わなかったとき など

生活保護を受けた場合の減免など

減免手続きには、生活保護受給証明書が必要になる場合があります。

- ・国民年金保険料
- ・NHK放送受信料
- ・保育料
- ・市県民税、固定資産税
- ・粗大ごみ処理手数料(対象とならない粗大ごみがあります。)
- ・法テラスなどを利用した場合の債務整理費用 など

ご注意ください

- ・暴力団員は、原則として、生活保護を受けることができません。
- ・生活保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、生活保護を廃止することがあります。
- ・生活保護受給中は、年金担保貸付の利用ができません。
- ・事前の承認がない借入金は、収入とみなされます。
- ・過去の借金の返済は、最低限度の生活を脅かすため、法テラスなどに相談してください。

秋田市福祉事務所

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

保護第一課 TEL888-5669

保護第二課 TEL888-5670

(※ このしおりの内容は、令和4年11月現在のものです。)